

米奥小学校 いじめ防止基本方針（改訂版）

四万十町立米奥小学校

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子ども達も少なくない。このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるにのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組 ～いじめを生まない土壌づくり～

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した教材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ・ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。（カヌー体験・山の日学習・植樹体験・全校遊び）の設定
- ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・ 学校行事の主体的な運営と委員会活動の充実

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 『米奥小学校いじめ防止基本計画』の周知徹底を図る。
- ・ 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ PTA保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ 学校運営協議会を中心に地域住民はしっかりと見守り、気になることはすぐ連絡できる学校との連携体制の整備

- (6) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・算数科を中心とした複式指導の実施
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
- (7) 学習規律の徹底・生活習慣の改善
 - ・チャイム席
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方
 - ・生活習慣からくる児童の荒れを捉える
- (8) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・Q Uアンケートの実施（年3回）…居場所づくり、絆づくり
 - ・職員会での児童コーナーの設置
- (9) 情報モラル教育の充実
 - ・関係機関（育成センター・警察署）による保護者・児童を対象に公開授業
 - ・講演会の設定

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・健康観察、保健室等での様子
- (2) 個人面談の実施
 - ・各学期終わり、個人面談の設定（7月、12月、3月）
- (3) 生活習慣改善調査「きらきら生活調べ」の実施
 - ・月初めの一週間（4月を除く。年間計11回）
- (4) 家庭との連携
 - ・学校や家庭の中の様子について、気にかかることなど互いに連絡する体制をとる
 - ・地域の方からは、登下校中の様子などの様子を聴くことができるような場をもつ。（学校運営協議会の会合等で）

6 いじめへの組織的対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認

められる場合には、四万十町町教育委員会と連携を図り、窪川警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別途「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。